

ねっと群文協

1999.5.14

目 次

大間々町における資料保存の取り組みと文書館構想…	情報公開法の制定と公文書保存.....	5
……………青柳敏夫… 1	県内市町村史誌の購入窓口一覧.....	6
平成10年度「群文協」の活動… 2	参加記.....	7
「公文書等保存専門講座」の概要… 3	会員の声.....	7
「大間々町視察研修会」の概要… 4	情報コーナー.....	8

大間々町における資料保存の取り組みと文書館構想

副会長 青柳 敏夫
(大間々町総務課長)

大間々町では、町誌編さん事業が昭和62年度から始まり、刊行計画では今年度（平成11年度）が最終年度となっています。

古文書や公文書など資料保存の問題は町誌編さん事業が開始された当初から、どのように進めていくかという問題提起が町誌編さん委員の方々から常に指摘されていました。このような関係から、町誌編さん事業の中で資料保存の問題も検討がなされてきた経過があります。その対応策として、文書館構想が浮上してきました。

町誌編さん事業で、歴史資料として収集された資料は、民間資料では102軒の所蔵者から借用して約4万2000点。役場で保管してきた行政文書も簿冊で3600冊を超える数量になります。これら膨大な資料は、町誌編さん室内や同書庫、役場地下の書庫、物置、民間の倉庫の5カ所に分散して保管している状況です。

このため町では、平成9年・10年度事業として、町有地となった旧家の土地の一部及び明治末年頃に建てられた土蔵を改修、同時に事務棟を付設して将来「ミニ文書館」として活用する目的で整備しました。それでも、膨大な資料を保管できるスペースとしては決して十分ではないのが実状です。ただ、昨今の町財政事情では致し方ないという状況です。また、民間の文書所蔵者宅で保管されている古文書に対しては保存のための防虫剤などを配布して、資料保存の大切さを所蔵者に理解していただくような対

策も予算化しています。

とりあえず、保管スペースの一部は確保されましたが、町誌編さん室閉室後の管轄部署の問題、文書館設置条例など規程整備の問題、文書館機能の検討などの問題は、今後の大きな課題となっています。そのため、編さん事業の終結からすぐに文書館へという流れにはまだ至っていません。今年度中に文書館設置条例など法的な整備はクリアーする予定ですが、文書館機能の実務的問題の解決には情報公開制度など行政システム全体に関係する問題も含んでおり、もう少し時間がかかるものと思われます。このように遅々とした資料保存に対する取り組みではありますが、着実に前進していることは明らかです。

最後に、昨年12月に開催された本会の視察研修会では、多数の市町村会員の皆様が来町され、当町の文化施設等を見学していただきました。そして有意義なご意見をいただき、大変ありがとうございました。



町立文書館の全景

平成10年度「群文協」の活動

本会は、平成9年5月22日の設立総会で正式に発足した県内市町村の連絡協議会ですが、会の活動基盤となる会費、すなわち県の市長会及び町村会から市町村の法令外負担金が承認されたのは発足1年後の平成10年度です。したがって、本会が財政的な裏付けを得て実質的にスタートしたのは平成10年度からになります。そこで、この1年間の本会の活動内容などについて振り返ることにします。

【平成10年】

- 4月30日：会報『ねっと群文協』創刊号の発行
5月27日：平成10年度総会の開催並びに講演会の開催（於県立文書館、37市町村43名参加）
＊詳細は会報第2号を参照
7月2日：第1回理事会の開催（於県立文書館）
[協議事項]
(1)本年度事業の具体化について
(2)公文書等の保存管理状況アンケート調査について
(3)会報第2号の編集について
7月31日：公文書等の保存管理状況アンケート調査の実施（公文書は68市町村、古文書は57市町村教育委員会から回答）
＊詳細は会報第2号を参照
8月17日：県の市長会長及び町村会長より平成11年度法令外負担金等に関する調書の提出について依頼あり（→9月1日提出）。
9月24日：県の市長会及び町村会事務局長より平成11年度法令外負担金等の調書の再提出について依頼あり（→10月6日提出）。
9月30日：公文書等の保存管理状況アンケートの集計結果報告書の作成
10月2日：文書館・群文協共催「公文書等保存専門講座」の開催（於県立文書館、33市町村60名参加）
10月30日：会報『ねっと群文協』第2号の発行
11月5日：第2回理事会の開催（於高崎市役所）
[協議事項]
(1)公文書等の保存管理状況アンケートの集計結果報告について

- (2)「公文書等保存専門講座」の実施報告について
(3)会報第2号の発行について
(4)視察研修会の開催について
(5)平成11年度会費（法令外負担金）について

11月5日：県の市長会長及び町村会長より平成11年度市町村の法令外負担金について、平成10年度総額の5パーセント削減で承認するとの通知あり

12月4日：視察研修会の開催（於大間々町役場、23市町村46名参加）

【平成11年】

- 2月3日：第3回理事会の開催（於県立文書館）
[協議事項]
(1)大間々町視察研修会の実施報告について
(2)平成11年度会費について
(3)平成11年度の総会及び事業計画等について
(4)会報第3号の編集について



第3回理事会の様子

このように平成10年度の本会の活動は、発足初年度と同様に、総会及び講演会（各1回）、理事会（3回）、公文書等保存活用研修会（1回）、視察研修会（1回）を開催しました。ほかに今年度は新たに会報を年2回（創刊号と第2号）発行し、さらに本会の今後の活動の基礎資料とするため、市町村における公文書と古文書の保存管理状況に関するアンケート調査を実施しました。

「公文書等保存専門講座」の概要

平成10年10月2日(金)、県立文書館と共に研修会である「公文書等保存専門講座」を同文書館研修室において開催しました。

当日は33市町村の53所属から60名の参加がありました。中でも文書事務担当の方には意欲的に参加していただき、全参加者のうち3分の2を占めました。

講座は、次のような内容で行われました。

○講演：「市町村における公文書保存とそのシステム」

佐藤 勝巳氏

(戸田市教育委員会生涯学習課係長)

○分科会：①公文書分科会

- ・群文協実施アンケート（公文書関係）
結果報告
- ・報告「情報公開条例施行から半年を経過した前橋市の状況」

角田 堅志氏

(前橋市行政管理課文書法規係長)

- ・討議

②古文書分科会

- ・群文協実施アンケート（古文書関係）
結果報告
- ・報告「中之条町歴史民俗資料館における資料保存」

唐澤 定市氏

(中之条町歴史民俗資料館長)

- ・討議

佐藤氏の講演は「なぜ公文書を保存していくかなければならないのか」ということと「どのようにしたら公文書を保存していくか」という2点を中心とした内容でした。

1点目の公文書保存の重要性については、

- ①行政記録として証拠性を残すための保存
- ②歴史記録として社会全体の記憶の伝達としての保存
- ③行政的+歴史的な意味で情報公開への対応としての保存

の3点をあげられました。

また、2点目の公文書保存の方法については、「公

文書館」等の建物を作ることを先に考えなくとも「公文書館システム」を構築し、とりあえず公文書保存の流れを作ればよいのではないかという考え方を示されました。そのためには公文書の「管理部門」と「保存部門」を明確にしていくことが重要なことを強調されました。

分科会のうち公文書分科会では、角田氏から前橋市の情報公開条例制定について、その経過・制度の内容・実施状況・条例制定施行と文書管理の関わり・今後の課題について、詳しい資料を用いながらの報告がありました。昨年度は情報公開関係について藤岡市の取り組みを報告していただきましたが、国の情報公開法制定を目前に控え、これらの報告は各市町村間の情報交換の場として貴重な機会ではないかと思います。

次に古文書分科会では、唐澤氏から中之条町歴史民俗資料館での資料収集や保存の状況について報告がありました。参加者からは、たいへん参考になつたとの感想が寄せられました。

なお、分科会で報告された公文書・古文書等の保存管理状況に関するアンケート集計結果については、『ねっと群文協』第2号に掲載してあるほか、各所属あてに結果のまとめを送付しております。

この公文書等保存専門講座については、平成11年度も県立文書館との共催で10月初めに開催を予定しています。どこの職場も「暇な時などない」という状況かもしれません、都合をつけていただき、ぜひご参加ください。

(吉江剛・県立文書館行政文書課)



佐藤講師の講演会風景

「大間々町視察研修会」の概要

平成10年12月2日(木)午後、山田郡大間々町で視察研修会が開催され、県を含む8市9町4村から46名が参加しました。

○あいさつ

- ・田中康雄会長（群馬県立文書館長）
- ・小池制司社会教育課長（大間々町教育長代理）

○事前説明

- ・大間々町の概要（青柳敏夫大間々町総務課長）
- ・町立文書館について
(五十嵐勲町誌編さん室長)

○見学会

- ・町立文書館
- ・ながめ余興場
- ・コノドント館

あいさつ・事前説明に続き、今回の視察研修会のメインである見学会に移りました。

町立文書館は、昭和62年から始まった町誌編さん事業により収集した古文書類や、後世に伝えるべき行政文書等の保存と活用を目的として設置されたものです。建物は、明治末期築造の土蔵（延べ面積約112平方メートル、2階建て）を収蔵庫として改修し、隣に木造の付属棟（延べ面積約46平方メートル、2階建て）を事務・閲覧棟として新設し、文書館としての機能を備えた施設となっています。収蔵庫の内部は板張りの床で、1・2階とも一般収蔵庫と特別収蔵庫にわかっています。特に特別収蔵庫は、土蔵の中に収蔵庫を設置するという二重壁の構造になっており、内壁も杉板を下から上へ組み合わせた樋部倉矧（ひぶくらはぎ）という自然換気システムが採用されています。建物の整備が終了した大間々町では、できるだけ早い段階で設置条例などを整備して閲覧業務を開始し、文書館としてオープンさせたいとのことです。

ながめ余興場は、県内で唯一残る戦前の木造芝居小屋です。平成7年大間々町重要文化財に指定され、平成9年改修工事が終了しました（延べ面積約885平方メートル、収容人員650名）。改修工事は、かつてあったものをできる限り再現するという方向で進められ、建物入り口は、寺社建築に見られる伝統的な

唐破風という屋根様式が取り入れられています。また、内部も客席・桟敷席・樂屋など戦前の芝居小屋を意識した作りとなっています。改修工事が終了した現在では、いろいろなイベントを行う場所として活用され、町民の憩いの場の一つとなっているとのことです。

コノドント館は、大正10年に建築された旧大間々銀行の営業所本館及び倉庫を修復した歴史民俗館で、昭和63年に開館しました。県内の銀行建築としては2番目に古い建物で、特に木骨レンガタイル造りの本館は、大正期の洋風建造物としても貴重な文化財です。建物内部は、3つの展示室と特別展示室・収蔵庫・作業室・事務室などからなっています。特に、3つの展示室では大間々町の歴史・民俗・自然についてそれぞれテーマ別に展示されており、展示を観覧することによって、大間々町の自然や歴史などがわかるよう工夫されています。コノドント館では、今後も親しまれる資料館として内容を充実させていくとともに、生涯学習の拠点としての資料館としても運営の充実を図っていきたいそうです。

以上、3施設の見学により視察研修会は終了しましたが、参加者からはそれぞれの施設において設立経過・概要・運営上の課題などについていろいろな質問が寄せられ、町立文書館をはじめとする諸施設に対する関心が高いことを感じさせられました。歴史資料の保存活用は一朝一夕にできるものではありませんが、大間々町を前例として、県内他市町村でも町立文書館の開設や歴史的建造物・古文書等の歴史資料の保存活用などについての取り組みがなされていくことを期待したいと思います。

（新井幸弘・県立文書館古文書課）



大間々町視察研修会の様子

情報公開法の制定と公文書保存

■情報公開法制定の影響

国の行政機関を対象とする、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）が成立した（5月7日衆議院本会議で参議院回付の修正案可決）。

地方公共団体における情報公開制度は、国に先駆けて普及しつつあり、群馬県においては、県が昭和61年に制定し、市町村では昭和61年に館林市が制定したのをはじめとして、現在、全11市を含む16市町村で条例化していることは会員周知のとおりである。

今度は国において制度化されることとなるのであるが、このことが地方公共団体に対して、また公文書等の保存・活用分野に対してどういう影響があるのか、という観点で問題点を整理しておきたい。

■情報公開法の特徴

行政改革委員会が、この法律の基礎となった「情報公開法制の確立に関する意見」をまとめるにあたっては、すでに地方公共団体で実施されている情報公開よりは「進んだ」ものとしたいという意向があったという。以下、特徴をあげれば、

- ・国民主権、説明責任を基本原理としたこと
 - ・職員が組織的に用いるもの（決裁文書に限らず）を対象としたこと
 - ・何人も請求できるとしたこと
 - ・歴史的資料等として管理されているものを対象から除いたこと
 - ・行政文書の管理に関する定めを設けるとしたこと
 - ・総合的な情報公開の推進をはかるとしたこと
- 等であろう。

■地方公共団体との関連

情報公開法は、国の行政機関を対象とするものであり、直接には地方公共団体を対象としていない。しかし地方公共団体には努力義務が課せられている。

すなわち、「この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」としている（第四十条）。これは未制定の地方公共団体はもちろんのこと、既に制定済み地方公共団体においても、同様である。

したがって、未制定の地方公共団体は新規に条例の制定が、既制定の地方公共団体は必要な見直しが求められる。その場合、情報公開法との具体的な内容上の関係が問題となろう。

■歴史的公文書等保存との関連

本会との関連で、情報公開法は非常に重要な意味を持つ。一言でいえば、現用文書と非現用文書との間での、行政文書の管理と活用に関する棲み分けと補完の方向が位置づけられたということである。

「政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」を除くとされた（第二条第2項）。公文書館法等により非現用のものを対象としている公文書館との関係が、行政文書の管理、保存・活用面で位置づけられたといってよい。

■文書管理と今後の展望

しかし、情報公開は文書管理がしっかりとしていなくては成り立たない。今回の情報公開法ではまさに管理なくして公開なし、のとおり情報公開と文書管理は車の両輪のごとく重要視されている。文書管理に関する定めは「政令」で規定され、保存や廃棄及び歴史的資料としての管理などの基準等に関する文書管理の方法そのものが閲覧に供されることになった（第三十~~六~~条）。このような政令の制定はこれからであるが、早急に具体化されるであろう。

こうした状況によって、「訓令」によって定められている地方公共団体の文書管理規程は、見直しがせまられることになるのではないか。ちなみに、法制的位置づけの面ではすでに北海道では「規則」による文書管理規程が制定されている。また栃木県では、文書管理規程を「条例」で制定すべきという外部意見があることが報じられている。

見直しの際には、広い観点に立って情報公開制度、公文書館制度、及び文書管理システムを三極一体として位置づけることが総体的な公文書管理制度確立のために必要である。いづれにせよ、公文書が官庁内部限りのものである時代は終わった。

（田中康雄・県立文書館長）

県内市町村史誌の購入窓口一覧

本資料は、昨年8月に実施した「古文書等の保存管理状況に関するアンケート調査」を基に、県内市町村で既刊の自治体史を頒布しているところを一覧表にしたものです。なお、太字の市町村は現在、自治体史編さん事業を実施中のところです。購入を希望される方はそれぞれの窓口へご連絡ください。

市町村名	頒布窓口	概要
前橋市	市民部生活課(027-224-1111)	『前橋市史』
高崎市	市役所市民情報センター(027-321-1111)	『新編高崎市史』／民俗調査報告書・市史研究
伊勢崎市	市立図書館(0270-23-2346)	『伊勢崎市史』／建造物・民俗調査報告書
太田市	教育委員会文化財保護課(0276-45-7108)	『太田市史』／歴史年表
沼田市	市史編さん室(0278-23-7565)	『沼田市史』／建造物・民俗調査報告書他
渋川市	教育委員会生涯学習課(0279-22-2111)	『渋川市誌』／建造物他
藤岡市	総務課市史編さん係(0274-22-1211)	『藤岡市史』／歴史年表・仏像他
富岡市	文化振興課文化係(0274-62-1511)	『富岡市史』／史料集成
安中市	市役所市史編さん係(027-382-1111)	『安中市史』
赤城村	教育委員会(0279-56-2214) 歴史資料館(0279-56-8967)	『赤城村誌』
富士見村	教育委員会(027-288-6111)	『富士見村誌』
大胡町	役場総務課(027-283-1111)	『大胡町誌』
宮城村	役場総務課(027-283-2131)	『宮城村誌』
粕川村	教育委員会(027-285-3311)	『粕川村百年史』
黒保根村	役場(0277-96-2111)	『黒保根村誌』／水車・石造物
倉渕村	教育委員会(027-378-3111)	『倉渕村誌』
群馬町	役場企画課町誌編纂室(027-373-1211)	『群馬町誌』
子持村	総務課(0279-24-1211)	『子持村誌』／伝承と路傍の文化
小野上村	教育委員会(0279-59-2111)	『小野上村誌』／目で見る村の足あと
榛東村	中央公民館(0279-54-2573)	『榛東村誌』
吉岡町	教育委員会((0279-54-2216))	『吉岡村誌』
新町	新町公民館(0274-42-3100)	『新町町誌』
万場町	教育委員会((0274-57-2828))	『万場町誌』
中里村	教育委員会(0274-58-2111)	『中里村の方言』／中里村の歴史他
上野村	教育委員会(0274-59-2111)	『上野村の自然』
甘楽町	教育委員会教育課(0274-74-3131)	『甘楽町史』
長野原町	教育委員会(0279-82-4517)	『長野原町誌』
草津町	公民館(0279-88-3619)	『草津温泉誌』
六合村	教育委員会事務局(0279-95-3013)	『六合村誌』
月夜野町	役場総務課(0278-62-2111) 郷土歴史資料館(0278-62-3088)	『月夜野町史』
玉村町	役場町誌編纂室(0270-65-2511)	『玉村町誌』／玉村町の和算・三右衛門日記他
尾島町	縁切寺満徳寺資料館(0276-52-2276)	『尾島町誌』／長楽寺文書・徳川満徳寺史他
新田町	町立図書館(0276-57-2676)	『新田町誌』／特集日光例幣使道木崎宿他
藪塚本町	役場総務課(0277-78-2111)	『藪塚本町誌』／藪塚本町の自然
笠懸町	役場総務課(0277-76-2111)	『笠懸村誌』
大間々町	役場町誌編さん室(0277-73-2111)	『大間々町誌』／町誌基礎資料他
千代田町	役場企画課(0276-86-2111)	『千代田町誌』
大泉町	教育委員会(0276-63-3111)	『大泉町誌』

□ 参加記 □

大間々町視察研修会参加記

福 田 義 治（中之条町歴史民俗資料館）

大間々町で開催された研修会では、町立文書館、ながめ余興場、コノドント館等の案内をいただきました。この中で、とくに印象深かったのが、町史編さん事業で収集した史料や現代の重要な行政文書等の保存と活用を目的としてつくられた町立文書館の見学でした。

この施設は明治時代末期の土蔵を移築して、収蔵庫（112.22m²）として改修工事が施され、これに付随するかたちで管理棟（45.66m²）を設けています。収蔵庫は空調設備を整え内部を二重構造にすることで温度に対処するなど本格的な整備がなされています。また実際の文書類の保管には桐箱を使用するなど特筆すべき点もみられます。規模は小さいのですが、かかった総費用は約5800万円で、財政難の今日において、決して安くない投資となっています。しかし、町の財産ともいべき資料を恒久的に収納保管するためにそれなりの経費がかかることはやむを得ないかもしれません。金額のことはともかく、大切なのは問題意識をもって、これに取り組む姿勢であり、その先端をきった大間々町の試みは、県下の市町村に少なからず影響を与えていくものと思います。個人的にも歴史民俗資料館に勤めており、資料の収集と保管の問題には日々苦悩しています。また、中之条町では今年度より公文書の文書管理システムの導入が予定されていて、今回の研修は差し迫った課題をあらためて考えさせられたような貴重な体験となりました。

視察研修会に参加して

横 山 和 恵（玉村町総務課）

平成10年12月2日、大間々町において開催された公文書等の保存活用に関する視察研修会に初めて参加させていただきました。今回の視察は、同町で整備を進めている町立文書館（仮称）や歴史民俗館（コノドント館）など、近代化遺産を活用したユニークな取り組みに興味をひかれました。なかでも、町誌編さん事業により収集した史料や、後世に伝えるべき行政文書等の保存と活用を目的に設置、整備が進められている町立文書館は、建物の内部に創意、

工夫が施され、興味深く拝見させていただきました。建物は土蔵造りの収蔵庫と閲覧スペースを備えた木造の付属棟の二棟からなり、特に土蔵内部は土蔵の中にさらに収蔵庫を設置するという二重壁の構造で、内壁は杉板を下から上へ組み合わせ、取り外しも可能な樋部倉矧ぎ（ひぶくらはぎ）という自然換気システムが取り入れられたものでした。このように、全く新しい文書館建設ということでなく、町の歴史的建造物を積極的に活用していく大間々町の姿勢に多くを見習い、地域に根ざした「まちづくり」の大切さを痛感しました。

□ 会員の声 □

古文書雑感

松 島 光 江（桐生市立図書館）

現在、桐生市立図書館では書上家文書を始め、その他諸家の文書が6,800点余り一般図書と一緒に書庫に収められています。利用者からの依頼で古文書を出してくるのですが、その保存箱をみると思うことがあります。

ひとつは天井ぎりぎりの書棚の上段に探している資料があるような場合、ぎっしり詰まった保存箱は一人で取り出すのが大変なのです。もう少し書棚に余裕があり、今後寄贈などにより古文書が増えても何とかゆったり収藏できる状態にできれば良いのにということです。

そしてもう一つは、古文書をなるべく条件の良い状態で保存していきたいということです。手元にある古文書はどれも貴重な資料であるのに、劣化がはげしいものは手に取ると崩れてしまいそうで、中性紙でできた袋に入れるだけでなく、温湿度も調整できる書庫であればなどと思ってしまいます。

二つとも直ぐに実現するのは無理かもしれませんのが、少しでも保存する状態が改善されればと願っているのです。

伊勢崎市における文書管理システム

森 田 修 己（伊勢崎市総務部文書広報課）

伊勢崎市では平成5年度に文書整理を目的として、ファイリングシステムを導入しました。

のことにより、まず従来の保存規程を廃止し、新たに伊勢崎市文書整理、保管及び保存に関する規

程を定めました。

次に、今までの資料室を整理して書庫とし、1階書庫は永年保存文書、5階東書庫は10年保存文書、5階西書庫は5年・3年保存文書を保存することとしました。

次に、課単位で文書を整理し、現年度文書と前年度文書は事務室のキャビネットに保管し、それ以前の文書は書庫で、保存年限別の発生年度順に保存することとしました。その後、毎年、前年度の文書を各課から文書広報課へ引継をし、書庫に保存しています。しかしながら年々引き継ぐ文書が増え、3か所の書庫が飽和状態となってしまいました。

そこで、平成8年度から引継した文書のうち、永年保存文書を対象として文書のマイクロフィルム化を始めました。

今後の課題としては、保存文書の中で、歴史的に価値のある文書で、これからのお子様たちに残していくなければならない文書を仕分けする専門職員の育成と、それを保存する場所が必要になってくると考えます。

□ 情報コーナー □

☆松本市文書館が開館される

市制施行90周年記念事業として『松本市史』全5巻11冊を平成10年3月に完結した長野県松本市は、その編さん過程で収集・整理した旧村役場文書、近世・近代文書の写真複製資料、寄贈寄託史料など17万点とその他の参考文献を引き継ぎ、同年10月1日、市総務部行政管理課所管の「松本市文書館」を開設しました。同館は、公文書館法第5条2項と地方自治法第244条2項の規定による長野県下では初の公

編 集

◇会報第3号をお届けします。本号では、昨年度から市町村の法令外負担金（会費）が承認されたことを受けて、本会の活動の1年間を振り返ると共に、昨年10月と12月に実施した研修会の概要や8月のアンケートの成果の一部（市町村史誌の頒布窓口）を掲載しました。なお、アンケート集計結果については、本誌第2号にその概要を掲載しましたのでご参考ください。

◇昨今、新聞・テレビ等のマスコミによって、国の情報公開法制定の動きや県・市町村における文書の保存管理の問題などがたびたび取り上げられています。本会としてもこれら最新の情報を収集しながら活動の中に生かしていきたいと思っています。

文書館で、事業内容としては公文書等の収集整理、閲覧利用、調査研究、普及啓発ならびに編さん刊行を行います。

〒390-1241 長野県松本市大字和田1058-2

TEL:0263(47)0040 FAX:0263(48)3337

☆新潟県牧村で文書館設置条例が制定される

新潟県東頸城郡牧村では、平成10年9月議会で牧村文書館条例が制定されました。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、牧村歴史民俗資料館内に設置されました。村立の文書館条例としては全国でも最初のもので、たいへん注目されます。なお、設置条例のほかに、文書館の管理に関する牧村文書館規則、文書等の寄贈及び寄託受入れ要綱なども整備されていますので、今後、県内の会員市町村でも参考になるものと思われます。

〒943-0644 新潟県東頸城郡牧村大字宮口1483-1

TEL:0255(33)5117

☆本会の平成11年度市町村法令外負担金が5%削減

本会は、平成10年度から市町村の法令外負担金が承認されて本格的な活動を始めたばかりですが、近年の市町村における財政状況の悪化等に伴い、本年度負担金は昨年度総額の5%削減ということで承認されました。したがって、市町村会費は昨年度より減額せざるを得なくなり、発足したばかりの本会にとっては少なからず影響が出てくるものと思われますが、本会の将来に向けて確かなレールづくりをしていくために、会員市町村のさらなる御支援と御協力をお願いします。

後 記

◇公文書等の保存活用をめぐる県内外の情報はできるだけ紹介したいと思っていますので、今後も公文書等に関する市町村の情報を事務局までお寄せください。

ねっと群文協 第3号 1999.5.14 発行

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒371-0801 前橋市文京町3-27-26

群馬県立文書館内

☎:027-221-2346 FAX:027-221-1628